

**学校保健用品推薦品に係る
公益財団法人日本学校保健会推薦名義使用規程**

- 1 この規程は、公益財団法人日本学校保健会（以下本会という）学校保健用品の推薦に関する規程第 12 条推薦品の本会名義使用に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 表記する名義は、「公益財団法人日本学校保健会推薦」または「(公財) 日本学校保健会推薦」とする。その際、本会の指定するロゴデザインも使用できる。
- 3 名義使用期間は、本会の会計年度内とする。
- 4 次年度の名義使用は、自動継続とする。当該年度において名義を使用している企業・団体は、学校保健用品推薦の辞退または契約を終了した時点で、名義の使用を中止する。ただし、すでに推薦品本体に印刷等されたものは、その在庫が終了するまで猶予できるものとする。また、学校保健用品の推薦に関する規程第 11 条で推薦が取り消された場合は、速やかに名義の使用および名義の入った推薦品の販売を中止する。
- 5 名義使用料は次のとおりとする。

① チラシ及びパンフレット類での使用：推薦料に含む（ただし、推薦期間内での使用に限る）

② 製品本体、パッケージ（店頭用ポップを含む）での使用

分類	項目	名義使用料（年間）
図書等出版物	学校保健に関する書籍や DVD などの出版物	100,000 円
保健指導学習教材	保健指導で使用する学習教材	
保健管理・指導関連品	主に学校の保健室や学校での児童生徒の健康管理・指導等で使用する製品	特別賛助会員の入会を条件として別途契約
環境衛生関連品	主にプールや教室、給食室等の学校施設の環境衛生を目的に使用する製品	
学校健康支援特別食品（等）	児童生徒の健康管理に資する製品で、広く一般的にも販売されているもの	

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。